令和2年度財政健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度、財政健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられています。この法律は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化および財政の再生等に必要な行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的とするものです。

○指標となる5つの比率とは？

1. 実質赤字比率　一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
2. 連結実質赤字比率　全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
3. 実質公債費比率　一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率（3か年平均）
4. 将来負担比率　一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
5. 資金不足比率　公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

※上記4までを財政健全化判断比率といいます
※標準財政規模・・・・自治体に通常収入される一般財源の規模（主に市税や普通交付税等）

令和2年度　室戸市の財政健全化判断比率

比率名	室戸市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.71%	20.00%
連結実質赤字比率	—	19.71%	30.00%
実質公債費比率	10.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

○ 実質赤字比率は室戸市は赤字となっていないため数値は発生しておりません（前年度も数値なし）。
○ 連結実質赤字比率は全会計が対象となりますが、室戸市は赤字となっていないため数値は発生しておりません（前年度も数値なし）。
○ 実質公債費比率は普通交付税額の増等により、対前年度比０．２ポイント減の１０．２％となっています。
○ 将来負担比率は充当可能基金の増等により改善され、数値は発生しておりません（前年度１３．３％）。

令和2年度　公営企業資金不足比率

比率名	室戸市の数値	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00%

※室戸市においては水道事業会計における数値となります。
○ 資金不足比率は資金不足が生じていないため数値は発生しておりません（前年度も数値なし）。

令和２年度決算に基づく財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率は、全て健全化基準を下回っています。

これまでに進めてまいりました財政健全化の取り組みにより、上記のとおり財政健全化判断比率等は改善されてきています。しかしながら、人口減少等による市税や地方交付税の減少も見込まれていることから、令和２年度に策定した「第２期　室戸市財政運営計画」に基づき、今後も引き続き財政状況の改善に努めてまいります。

【お問い合わせ先】 財政課　財政班　TEL　２２－５１１３